

少年犯罪に実名報道はいらない

高橋 司 たかはし・つかさ

平成11年4月14日、山口県光市において、当時18歳1ヶ月の少年が主婦を殺害した後に屍姦し、また、生後11ヶ月の乳児を殺害した上で財布を盗んだという世の中を震撼させた事件が起きた。光市母子殺人事件と呼ばれている事件である。この事件では上告審の弁護団から、少年には殺害の故意がなかったこと、乳児を押し入れに入れたのはドラえもんに助けをほしかったからであり、主婦を死後に姦淫したのは小説「魔界転生」に復活の儀式と書いていたからなどと主張された。また、現大阪市長がこのような弁護団の言動に対し、テレビ番組の中で国民に向かって懲戒請求をしたらいのではないかという類いの発言をしたことにより、弁護人が全国の国民から多数の懲戒請求を受け、日々の日常業務に多大な支障をきたしたことも記憶に新しい。被告人であった少年（その後、成人しているが、本人を称呼する意味で「少年」という）には死刑判決が確定したが、現在、再審請求中であると聞いている。

者に対してプライバシーを侵害されたとして損害賠償などの請求訴訟を提起していた。その単行本のタイトルや本文に少年の実名が記載され、また、中学校の卒業アルバムから少年の顔写真も転載する形で本人を特定できるようにしたからである。そして、平成26年9月25日、最高裁判所が少年の上告に対して上告棄却とした旨の報道がなされ、原審である広島高裁判決が確定した。

少年法第61条には、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」については、その「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真等が新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と定められている。よって、上記単行本に記載されている情報は、その記載の体裁からは少年法第61条に反していたと考えざるを得ないが、広島高裁判決は、少年が出版社らの「取材に積極的に協力し実名表記や手紙の引用に同意していた」としてプライバシー侵害を認めなかったのである。しかし、もし、実名表記

や手紙の引用などを少年が同意していなかった場合にはどう考えるべきであろうか。この点を考えてみたい。

いわゆる「新潮45」事件について大坂高裁が判示するとおり、私たち一人ひとりには、「社会生活を営む上において自己に不利益な事実に関し、みだりに実名を公開されない人格的利益」を有している。しかし、この人格的利益が認められるのは、「その報道の対象となる当該個人について、社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限られるべきであって、そうでない限り、実名報道は違法性のない行為として認容されるべき」であると考えている。そして、この特別保護されるべき事情がある場合の例示的な1つとして少年事件が含まれると考えている。このように解釈することが、上記大坂高裁が判示するとおり、「少年の健全育成を図るという少年法の目的を達成するという公益目的と少年の社会復帰を容易にし、特別予防の実効性を確保するという刑事政策的配慮に根拠をおく」少年法第61条の趣旨にも合致する考え方であると思う。

この点、そもそも、実名報道というものは、その記事の正確さと読者に与える説得力という観点から必要であり、犯罪の予防や抑止効果もあるなどとの日本新聞協会の見解や、社会一般の意識からみても、犯人の特定は犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であるとの見解もある。

事件の事実や背景を報道し論評するには容疑者の氏名は不可欠であって、国民の知る権利に資するというのである。しかし、私たちにとって重要な情報は、どこに住む何という名前の少年が犯罪を犯したのかということなのだろうか。どうして犯罪が起こってしまったのかという原因やそこに至る経緯などを解明するための情報であろう。容疑者の名前をしつかりと覚え、顔を脳裏に焼き付けることで犯罪の本質が見えてくるはずもない。少なくとも少年犯罪の報道をするにあたり、その実名や顔写真はそれほど重要な情報ではなく、これを不可欠とする見解は、私たちの単なるのぞき見の嗜好を満足させる非本質的なことを強調しているにすぎないのである。

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・白浦法律事務所」代表。